



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

807	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
808	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	2
809	〃	( 〃 ).....	2
810	〃	( 〃 ).....	2
811	〃	( 〃 ).....	3
812	〃	( 〃 ).....	3
813	〃	( 〃 ).....	3
814	〃	( 〃 ).....	3
815	〃	( 〃 ).....	4
816	指定自立支援医療機関の変更	( 〃 ).....	4
817	〃	( 〃 ).....	4
818	職業訓練指導員試験の実施	(労働政策課).....	4
819	県営土地改良事業計画の変更	(農業農村整備課).....	7
820	保安林予定森林	(森林整備課).....	7
821	保安林の指定施業要件変更予定	( 〃 ).....	8
822	保安林の指定施業要件の変更	( 〃 ).....	8
823	〃	( 〃 ).....	9
824	〃	( 〃 ).....	9
825	〃	( 〃 ).....	9
826	〃	( 〃 ).....	10
827	平成23年和歌山県告示第685号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正	(水産振興課).....	10
828	平成24年和歌山県告示第135号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正	( 〃 ).....	11
829	和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更	(資源管理課).....	11
830	西川小型船舶係留施設の使用料の徴収事務の委託	(港湾空港振興課).....	12

### ○ 公安委員会告示

31	遊泳区域の指定	.....	12
----	---------	-------	----

### ○ 選挙管理委員会告示

53	政治団体の届出事項の異動の届出	.....	12
54	政治団体の解散の届出	.....	13
55	政治団体の設立の届出	.....	13

## 告 示

### 和歌山県告示第807号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったの

で、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年7月19日まで縦覧に供する。

平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年6月19日

2 名称

特定非営利活動法人海外介護情報センター

3 代表者の氏名

高津順一

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市小雑賀677番地20

5 定款に記載された目的

この法人は海外での医療、介護に関する情報の提供及び海外長期滞在の情報提供や生活支援及び外国人、日系人に対する日本国在留資格取得支援ならびに日本での就業や生活に関する支援事業を行い、さらに国際結婚の相談や地域住民との懇親会などを行い国際友好、親善に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第808号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社はなぶさ	伊都郡かつらぎ町笠田東446	訪問看護ステーションはなぶさ	平成 29. 3. 1

**和歌山県告示第809号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
合同会社H&S	和歌山市雄松町一丁目66	訪問看護ステーションまーん	平成 29. 4. 1

**和歌山県告示第810号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
阪神調剤薬局紀の川店	和歌山市西田井391	長野恭久	平成 29. 4. 1

**和歌山県告示第811号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
めがね先生の上田こどもクリニック	橋本市紀見字椿原591-6	上田悟史	平成 29. 5. 1

**和歌山県告示第812号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
神島心療内科	田辺市たきない町1-8	坂口守男	平成 29. 5. 1

**和歌山県告示第813号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
岩出こころの診療所	岩出市備前42 プチツール1-D	眞城耕志	平成 29. 5. 1

**和歌山県告示第814号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
タイコー堂薬局印南店	日高郡印南町島田1164-1	大中涼司	平成 29.5.1

**和歌山県告示第815号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
合同会社ネオ	東牟婁郡那智勝浦町天満30-19	訪問看護ステーションフレッタ	平成 29.5.1

**和歌山県告示第816号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
訪問看護ステーション和	田辺市高雄町一丁目11-10	医療機関の所在地	田辺市上の山2-15-45 ロータリービル201号	田辺市高雄町一丁目11-10	平成 29.2.13

**和歌山県告示第817号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
うつみ薬局	海南市名高243-4	医療機関の名称	ツジムラ薬局	うつみ薬局	平成 29.5.1

**和歌山県告示第818号**

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 試験実施職種

別表に掲げる全職種

## 2 試験科目

指導方法（職業訓練原理、教科指導方法、訓練生の心理、生活指導及び職業能力開発関係法規からなる科目をいう。）

## 3 試験日時及び場所

- (1) 日時 平成29年10月15日（日）午後2時から
- (2) 場所 和歌山県民文化会館4階 403会議室  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
電話番号 073-436-1331

## 4 受験資格

- (1) 職業訓練指導員試験（指導方法）の受験資格は、次のア及びイの条件を満たすこととする。

ア 次のいずれかに該当すること。

（ア）職業能力開発促進法第44条第1項に規定する技能検定に合格した者であること。

（イ）職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条の2第2項及び第3項に規定する者であること。

イ 職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験及び学科試験のうち関連学科が免除される者であること。

- (2) 前号の条件を満たす者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人に該当する者

イ 禁固以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

## 5 受験の手續

- (1) 受験申請に必要な書類

ア 受験申請書

イ 履歴書

ウ 受験資格を証する書面（卒業証明書、実務経験証明書等）

エ 4（1）イに該当することを証する書面の写し

オ 写真（申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦4cm、横3cmのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載の上、受験申請書に貼り付けること。）

- (2) 受験手数料

3,100円（和歌山県収入証紙を受験申請書に貼り付けるものとする。）

※受験申請書受付後は、受験手数料の返還は行わない。

- (3) 書類の提出期間

平成29年8月21日（月）から同年9月1日（金）までの日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時まで（郵便による場合は、簡易書留郵便によるものとし、平成29年9月1日（金）までの消印があるものは有効とする。）

- (4) 書類の提出先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課（以下「労働政策課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地（郵便番号 640-8585）

- (5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

## 6 合格発表

平成29年11月2日（木）に合格者の受験番号を和歌山県ホームページに掲載するほか、県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者に対して合否を通知する。

## 7 その他

- (1) 受験申請書は、労働政策課、各振興局地域振興部企画産業課、和歌山県立和歌山産業技術専門学院、和歌山県立田辺産業技術専門学院及び和歌山県職業能力開発協会に交付する。
- (2) 受験申請書の郵送を希望するときは、切手140円分を同封の上、郵便により労働政策課に申し込むこと。
- (3) 試験について不明な点は、労働政策課(電話番号 073-441-2800)に問い合わせること。

別表 職業訓練指導員免許職種一覧 123科

園芸科	縫製科	住宅設備機器科
造園科	和裁科	さく井科
森林環境保全科	寝具科	土木科
鉄鋼科	帆布製品科	測量科
鋳造科	木型科	建築物設備管理科
鍛造科	木工科	ボイラー科
熱処理科	工業包装科	クレーン科
塑性加工科	紙器科	建設機械運転科
溶接科	製版・印刷科	港湾荷役科
構造物鉄工科	製本科	化学分析科
金属表面処理科	プラスチック製品科	公害検査科
機械科	レザー加工科	木材工芸科
電子科	ガラス科	竹工芸科
電気科	ほうろう製品科	漆器科
コンピュータ制御科	陶磁器科	貴金属・宝石科
発電電科	石材科	印章彫刻科
送配電科	めん 麵科	塗装科
電気工事科	パン・菓子科	広告美術科
自動車製造科	食肉科	デザイン科
自動車整備科	水産物加工科	義肢装具科
自動車車体整備科	発酵科	電気通信科
航空機製造科	建築科	電話交換科
航空機整備科	枠組壁建築科	事務科
鉄道車両科	とび科	貿易事務科
造船科	建設科	流通ビジネス科
時計科	プレハブ建築科	写真科
光学ガラス科	屋根科	介護サービス科
光学機器科	スレート科	理容科
計測機器科	建築板金科	美容科
理化学機器科	防水科	ホテル・旅館・レストラン科
製材機械科	サッシ・ガラス施工科	観光ビジネス科
内燃機関科	畳科	日本料理科

建設機械科	インテリア科	中国料理科
農業機械科	床仕上げ科	西洋料理科
縫製機械科	表具科	臨床検査科
織布科	左官・タイル科	フラワー装飾科
織機調整科	築炉科	メカトロニクス科
染色科	ブロック建築科	情報処理科
ニット科	熱絶縁科	フォークリフト科
洋裁科	冷凍空調機器科	建築物衛生管理科
洋服科	配管科	福祉工学科

### 和歌山県告示第819号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営ため池等整備事業丸尾池地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が変更された日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができなくなる。

平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業丸尾池地区の変更計画書の写し

#### 2 縦覧期間

平成29年7月3日から同月31日まで

#### 3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、伊都振興局農林水産振興部農地課及び橋本市建設部農林整備課

### 和歌山県告示第820号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字南山21の1、21の2

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第821号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第822号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。



（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第823号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第824号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第825号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第826号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第827号

平成23年和歌山県告示第685号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山北漁業協同組合の地区	和歌山市田野に住所又は根拠地を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業	田野浦底びき網
	和歌山市田野に住所又は根拠地を有する者が行う漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち田野浦底びき網加入区の区分に属さない漁業	田野浦その他
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町出雲又は潮岬に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	出雲・上野棒受網

	東牟婁郡串本町田並又は和深に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	田並・和深棒受網
	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち串本棒受網、串本曳縄、串本一本釣、串本刺網、橋杭棒受網、橋杭曳縄、橋杭一本釣、出雲曳縄、出雲一本釣、田並曳縄、和深曳縄、和深一本釣、上野一本釣、串本小型定置、出雲・上野棒受網、田並・和深棒受網、浦神刺網、浦神一本釣、浦神棒受網、須江棒受網、南紀第1、南紀第2、南紀第4、須江曳縄、下田原刺網、有田一本釣及び古座まき網加入区の区分に属さない漁業	和歌山東漁業協同組合 その他

**和歌山県告示第828号**

平成24年和歌山県告示第135号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

**漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業**

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山北漁業協同組合の地区	海南市下津町丸田に住所又は根拠地を有する者が行う次の漁業 (1) 総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業を主とする漁業 (2) 瀬戸内海機船船びき網漁業	戸坂底びき網・船びき網
	海南市下津町丸田に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う延縄漁業を主とする漁業	戸坂延縄
	海南市下津町丸田に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	戸坂一本釣
	海南市下津町丸田に住所又は根拠地を有する者が行う漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち戸坂底びき網・船びき網、戸坂延縄及び戸坂一本釣加入区の区分に属さない漁業	戸坂その他

**和歌山県告示第829号**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を平成29年6月21日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局農林水産振興部農業水産振興課、有田振興局農林水産振興部農業水産振興課、日高振興局農林水産振興部農業水産振興課、西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え

置いて縦覧に供する。

**和歌山県告示第830号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、西川小型船舶係留施設の使用料の徴収事務を平成29年6月1日から次の者に委託した。

平成29年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

御坊市塩屋町南塩屋450番地4 紀州日高漁業協同組合

**公安委員会告示**

**和歌山県公安委員会告示第31号**

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成29年6月30日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

海水浴場の名称	所在地	遊 泳 区 域	遊泳区域の指定期間
那智海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮地先の海域で、「那智海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成29年7月8日から同年9月8日まで
玉の浦海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白地先の海域で、「玉の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
宇久井海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井地先の海域で、「宇久井海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成29年7月15日から同年9月8日まで
湯川海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字二河	東牟婁郡那智勝浦町大字二河地先の海域で、「湯川海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上

**選挙管理委員会告示**

**和歌山県選挙管理委員会告示第53号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年6月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山県ちんたい支部	山下忠文	代表者	山下忠文	中筋光雄	平成 29. 5. 11

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
“燦”和歌山を考える会	渡邊孝富	主たる事務所の所在地	和歌山市布施屋875-8	和歌山市田屋264	平成29.4.1
		代表者	渡邊孝富	渡邊勝年	平成29.4.1
有田医師連盟	横矢行弘	代表者	横矢行弘	平山純二	平成29.5.13
田辺市医師連盟	水本博章	会計責任者	那須英紀	町田和生	平成29.5.21
和歌山県獣医師連盟	玉井公宏	政治団体の名称	和歌山県獣医師連盟	和歌山県獣医師政治連盟	平成29.6.3

## 和歌山県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年6月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
上野健後援会	増田啓司	平成29.5.15
たまき一郎後援会	岡魏	平成28.12.28
宮本正信後援会	田中武男	平成28.12.31
山口進後援会	小田溜	平成29.6.5

## 和歌山県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年6月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由党和歌山県総支部連合会	内海洋一	木下由季	和歌山市有本692-51	○	平成29.6.1

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
せとう幸生後援会	稲田維実	山田三代士	海南市船尾154	平成 29. 5. 15
上野宗彦後援会	坂井清彦	上野芳子	紀の川市東国分120番地	平成 29. 5. 16
やよい会	小田育子	濱知恵利	新宮市佐野1-1-8	平成 29. 5. 19
和歌まきこ後援会	池原庸夫	上田弘志	海南市船尾154	平成 29. 5. 22
たまき一郎後援会	岡魏	岡正樹	日高郡由良町門前1004番地	平成 29. 5. 22